

昭和21年当時の地方公共団体の長の決選投票制度について

1 昭和27年廃止前の決選投票制度の概要（昭和21年導入）

(1) 選挙の事由

地方公共団体の長の選挙で法定得票数（有効投票総数の3/8）以上の得票者がいない場合

(2) 決選投票の候補者

有効投票の最多数を得た2人（候補者が辞退した場合は、最多得票者1人を繰上）

(3) 投票期日

当選人がない旨の告示の日から15日以内

(4) 選挙運動の期間等

5日間（運動量は親選挙の運動量を縮小）

(5) 親選挙の争訟との関係

親選挙の争訟の結果、親選挙が無効となり又は親選挙について当選人が定められた場合には決選投票の当選は無効

2 決選投票制度の廃止（昭和27年）

昭和21年に導入された地方公共団体の長の決選投票制度は、ほとんどの決選投票の場合、第1回投票の最多得票者が決選投票でも最多得票しており、実益に乏しく、しかも決選投票とはいえ選挙をする以上多大の経費を必要とすることから、法定得票数の引き下げ（3/8→1/4）と併せて廃止されたところ。